

議案第 4 3 号

日出町国民健康保険条例の一部改正について

日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長      本    田    博    文

日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日出町国民健康保険条例（昭和 3 5 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第 4 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）の規定による扶養義務者のない者は、被保険者とししない。

第 6 条第 2 項中「。以下「高齢者医療確保法」という。」を削る。

附      則

この条例は、公布の日から施行する。

理      由

国民健康保険法に基づき、被保険者の適用除外とする者について、条例で定めたので提出する。